

地域計画

策定年月日	令和7年 3月21日
更新年月日	令和8年 3月27日 (第1回)
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	神山町 342
地域名 (地域内農業集落名)	上分地区 (本根川、府殿上、坂丸、江畠、入手、名、西久地、名ヶ平、一字夫、川又西、川又中、川又東、門屋、江田東、江田西、中津、大中尾、府殿下、金泉北、川又南、金泉南、西ノ名)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	191.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	159.9 ha
② 田の面積	10.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	181.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.9 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	51.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	19.0 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

- 農業従事者が高齢化や減少傾向にあり、後継者が不足している。
 - 傾斜地・不整形、狭小等、条件の悪い農地が多く、機械化が困難であり、集約や効率化ができない。また、進入路や園内作業道が整備できていない。
 - 鳥獣被害が多く発生している。
 - 農地周辺の木が大きくなり日が当たらなくなっている。
- 農業者:224人(うち50歳代以下5人)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- 上分地区に認定農業者や認定新規就農者がいるが、大きな規模拡大は困難であるため、基本的には集落ぐるみで地域の農業者が農地を担っていく。
- 新規就農を希望する農業者の受け入れを積極的に促進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手への農地集積を進めると同時に、担い手に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	8.8	%	将来の目標とする集積率
			15.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地の団地化及び団地面積の拡大を進める。(令和11年度)			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。